登別市国際交流・通訳ボランティア制度　利用の手引き

1.制度の目的

　市内で行われる国際交流の会合やイベント、市に訪れる外国人との交流等のさらなる活性化を目指し、広く地域の国際化の充実を図ることを目的とします。

2.国際交流・通訳ボランティアの内容

　（１）ＭＩＣＥ開催時、友好都市交流など国際交流の場における通訳業務

　（２）外国人への観光・生活情報の提供

　（３）外国人への地域社会参加支援や災害に関する支援・各種行政手続き等における支援

　（４）ホームステイやホームビジットの受入れ

　（５）日本の伝統文化（華道・茶道・日本舞踊・書道・邦楽等）など外国人向けの体験メニューの講師や補助

　（６）その他、多文化共生や国際交流の促進に資する支援

3.ご利用にあたっての留意事項

　国際交流・通訳ボランティアは、ボランティア活動であり、通訳の資格を有した方が行う専門的な通訳業務とは異なります。

4.経費負担について

　国際交流・通訳ボランティアは、無報酬で活動を行うものとしますが、活動場所への移動に要する交通費や施設入場料等の費用については、原則として依頼主が負担するものとします。

5.責任の所在について

　国際交流・通訳ボランティアが活動中に自己等により被った損害や依頼事項の不履行等により依頼主に与えた損害、通訳により生じた第三者への損害について、市は、一切の賠償責任を負わないものとします。

6.保険への加入について

国際交流・通訳ボランティアは自らの意思において、ボランティア活動中の事故やケガ等に備え、社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する「ボランティア行事用保険」、またはこれに準ずる傷害保険等へ加入するものとします。